

石垣港離島ターミナル使用者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣港離島ターミナルのテナント及び共用部分を使用に供するに際し、港湾施設の目的、公益性、利用者の利便性及び快適性等の観点から使用者を選定するに必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるものとする。

- (1) テナント 店舗、事務所としての使用を想定した部分であって、管理者及び利用者以外の者が使用する専用部分をいう。
- (2) 共用部分 テナント及び管理室など専用目的の施設以外で、ロビー、通路その他の部分をいう。
- (3) 使用者 テナント及び共用部分の専用使用を認められた者をいう。
- (4) 利用者 一般利用客をいう。
- (5) 管理者 離島ターミナルを管理する石垣市建設部港湾課をいう。
- (6) 専用使用 使用料の負担(使用料を減免する場合を含む。)をもって、当該年度の範囲内で施設を使用することをいう。
- (7) 使用目的 専用使用の目的たる店舗・事務所の別、業種、業態などをいう。

(新規の使用)

第3条 テナントに空きがあり、新たに使用させることが適当と認められる場合は、公募その他の方法により使用者を選定し、当該年度の範囲内で専用使用を認めるものとする。

(使用の継続)

第4条 専用使用において、前年度(年度途中で使用期間が終了する場合はその期間)と同様の使用を希望する者については、原則として新年度又は新たに始まる期間の継続使用を認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 港湾施設使用料又は港湾課管理公有財産の賃借料等を期限内に納付しないとき。
- (2) 石垣市港湾施設管理条例(昭和47年石垣市条例第85号)又は同条例に基づく規則、若しくはこれらに基づいて行う指示に違反したとき。

(新規の使用者の選定)

第5条 新規の使用者の選定に当たっては、原則として公募によることとする。ただし、公的機関等が使用を希望する等、公募によることが適当でない場合はこの限りでない。

(使用目的の変更)

第6条 使用者が、専用使用を認められた使用目的以外の目的で使用するときは、あらかじめ管理者の許可を得なければならない。

2 前項の許可に当たっては、原則として新規の使用者の選定に係る規定を準用する。

3 使用者が、新たな年度において前年度と異なる使用目的で使用する時も、前2項を準用する。

(選定要件)

第7条 新規の使用者は、原則として次の各号を全て満たさなければならない。

(1) 八重山圏域内に住所を有する個人、又は本店若しくは支店を有する法人であって、既に事業を営んでいること。

(2) 石垣市の市税、使用料等の納付義務を履行していること。

(3) 港湾利用者の利便性、快適性等に寄与するものであること。

(4) 石垣港離島ターミナル内で既に使用を開始している業種と競合するものでないこと。ただし、競合を認めることで、港湾利用者の利便性及び快適性等に寄与する場合はこの限りでない。

(5) 営業時間が午前6時から午後9時までであること。なお、営業時間には、営業にかかる準備、片付け等も含む。

(6) 使用期間は当該年度の年度末までとする。ただし、次の年度の使用の更新は、第4条の規定による。

(7) 使用の権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は施設の転貸するものでないこと。

(8) 石垣市港湾施設管理条例又はその条例に基づく規則、若しくはこれに基づいて行う指示に違反していないこと。

(選定方法)

第8条 使用者の選定に当たっては、原則として、前条の選定要件を満たした者のうちから、次の各号に従い決定する。

(1) 使用目的が、港湾利用者の利便性及び快適性等への寄与並びに既存の使用urerとのバランスの観点からふさわしいものであること。

(2) 前号に適した使用希望者が複数の場合は、よりふさわしい者を選定するものとする。ただし、管理者自らいずれかを決することが困難なときは、抽選により決定する。

(3) 前号ただし書の抽選の方法は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。